

作物残留及び水質汚濁に係る農薬の登録保留基準
として環境大臣の定める基準の設定について
報 告

平成 1 5 年 5 月 1 3 日

中央環境審議会土壌農薬部会
農 薬 専 門 委 員 会

1 次の表の第1欄に掲げる農薬の成分の農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件第1号イの環境大臣の定める基準については、同表第2欄に掲げる農作物等にそれぞれ同表第3欄に定める量を超えて含有されてはならないとすることが適当である。

第1欄	第2欄	第3欄
4 クロロベンジル N 2, 4 ジクロロフェニル 2 (1H 1, 2, 4 トリアゾール 1 イル)チオアセトイミダート(別名イミベンコナゾール)	みかん以外のかんきつ類 第一大粒果実類 第二大粒果実類 小粒果実類 大豆 大豆以外の豆類	1 ppm 1 ppm 1 ppm 5 ppm 0.5 ppm 0.1 ppm
N tert ブチル N (4 エチルベンゾイル) 3,5 ジメチルベンゾヒドラジド(別名テブフェノジド)	小麦以外の麦・雑穀 第一大粒果実類 第二大粒果実類 小粒果実類 いも類 大豆	5 ppm 0.1 ppm 1 ppm 1 ppm 0.1 ppm 0.5 ppm
4 フェノキシフェニル (RS) 2 (2ピリジルオキシ)プロピル エーテル(別名ピロプロキシフェン)	第一大粒果実類 第一果菜類 第二果菜類	0.1 ppm 5 ppm 1 ppm
3 ドデシル 1, 4 ジヒドロ 1, 4 ジオキソ 2 ナフチル アセタート(別名アセキノシル)	みかん以外のかんきつ類 第一大粒果実類 第二大粒果実類 小粒果実類 第二果菜類 茶	2 ppm 0.1 ppm 2 ppm 2 ppm 1 ppm 50 ppm
3 (2 クロロ 1, 3 チアゾール 5 イルメチル) 5 メチル 1, 3, 5 オキサジアジナン 4 イリデン(ニトロ)アミン(別名チアメトキサム)	米 みかん みかん以外のかんきつ類 第一大粒果実類 第二大粒果実類 小粒果実類 第一果菜類 第二果菜類 さや付き未成熟豆類 第一葉菜類 第二葉菜類 いも類 大豆以外の豆類 てんさい	0.1 ppm 0.5 ppm 0.5 ppm 0.5 ppm 1 ppm 5 ppm 1 ppm 0.5 ppm 0.5 ppm 1 ppm 2 ppm 0.5 ppm 0.5 ppm 0.1 ppm

	茶	15 ppm
(RS) 2 (4 フルオロフェニル) 1 (1H 1, 2, 4 トリアゾール 1 イル) 3 トリメチルシリルプロパン 2 オール (別名シメコナゾール)	米 みかん みかん以外のかんきつ類 第一大粒果実類 第二大粒果実類 小粒果実類 第二果菜類 第二葉菜類 鱗茎類 大豆 茶	0.1 ppm 0.1 ppm 0.5 ppm 1 ppm 0.5 ppm 5 ppm 0.5 ppm 0.2 ppm 0.1 ppm 0.2 ppm 10 ppm
5 - tert - ブチル - 3 - (2 , 4 - ジクロロ - 5 - イソプロポキシフェニル) - 1 , 3 , 4 - オキサジアゾール - 2 (3 H) - オン (別名オキ サジアゾン)	米	0.1 ppm
アンモニウム DL ホモアラニン 4 イル (メチル)ホスフィナート(別名グルホシネート)	第一果菜類	0.1 ppm
3 - (2 , 4 - ジクロロフェニル) - 2 - オキソ - 1 - オキサスピロ[4.5]デカ - 3 - エン - 4 - イル 2 , 2 - ジメチルブチラート (別名スピ ロジクロフェン)	みかん みかん以外のかんきつ類 第二大粒果実類 小粒果実類	0.1 ppm 2 ppm 2 ppm 5 ppm

2 次の表の農薬の成分の欄に掲げる農薬の成分の農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件第4号の環境大臣の定める基準については、水田の水中における150日間における平均濃度が同表の基準値の欄に掲げる濃度を超えてはならないとすることが適当である。

農 薬 の 成 分	基 準 値
5 - tert - ブチル - 3 - (2 , 4 - ジクロロ - 5 - イソプロポ キシフェニル) - 1 , 3 , 4 - オキサジアゾール - 2 (3 H) - オ ン (別名オキサジアゾン)	0.09 mg / L